

取扱い説明書

安全に作業するためにお読みください

溶断用圧力調整器

アセチレン用

溶断用圧力調整器
YR-71
SSボーイ
SSボーイプラス
SSジュニア

乾式安全器内蔵型圧力調整器
SSボーイウルトラ
クイックジュニア

▲重要

本取扱い説明書をよく読み、理解してから操作してください。
本取扱い説明書に従わない不適切な操作や整備は、重大な事故につながる危険性があります。
本取扱い説明書に従わない不適切な操作による事故については保証できません。
本取扱い説明書は常に製品のそばに置いて、いつでも利用できるようにしてください。



ヤマト産業株式会社

〒544-0004 大阪市生野区巽北4丁目11番17号
Tel (06) 6751-1151 FAX (06) 6752-0577

1. はじめに

このたびは、圧力調整器をお求め頂き、誠に有り難うございます。
本取扱説明書は、圧力調整器を正しく安全に使用して頂くためのもので、記載事項を十分読まれ、今後とも長くご愛用賜りますようお願い申し上げます。
当製品をご使用していただく前に必ず本取扱説明書を読み、十分ご理解された上でご使用くださいますようお願い申し上げます。
また、ガス溶断機器の取扱い及び保守管理においては、労働安全衛生総合研究所発行の『ガス切断・ガス溶接等の作業安全技術指針 TR-48:2017』も合わせてご参照ください。
本取扱説明書に従わなかった場合、重大な事故に結びつくことがありますのでご注意ください。
この取扱説明書では、製品を正しくお使いいただき、あなたさまや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために各種表示をしています。その表示と意味は次のようになっています。

- ▲ **危険**: この表示を無視して、誤った取扱いをすると、死亡または重傷を負う危険が切迫して生じることが想定される内容です。
- ▲ **警告**: この表示を無視して、誤った取扱いをすると、死亡または重傷を負う可能性が想定される内容です。
- ▲ **注意**: この表示を無視して、誤った取扱いをすると、重傷を負う可能性が想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容です。
- ▲ **重要**: 当製品を取り扱う上で、法的規則等の当然守るべき基本的な事項に用いております。

▲警告

安全のため機器を使用する時は、いつも本取扱説明書に書かれている安全および操作手順を行ってください。
これらの手順を守れば火災、爆発、大きな損害および使用者のけがは防げます。
どの様な時でも使用中の機器が正常に作動しない時、または使用困難な時は直ちに使用を停止してください。問題が解決されるまで使用しないでください。

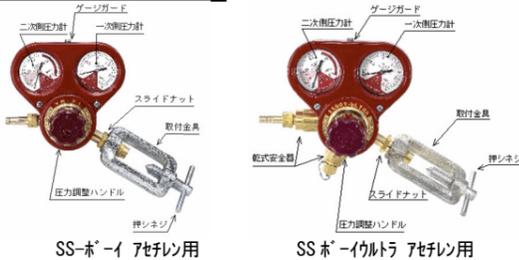
▲重要

可燃性ガス及び酸素を用いて金属の溶接、切断または加熱作業を行う場合は、労働安全衛生規則にもとづき下記1～3のいずれかの資格が必要です。資格を有しない者は、当製品を使用してはいけません。
労働安全衛生規則 第41条（就業制限についての資格）
1. ガス溶接作業主任者免許を受けた者
2. ガス溶接技能講習を修了した者
3. その他厚生労働大臣が定める者
上記作業以外の作業に用いられる場合は、資格者の指導を受けたのち、本取扱説明書をよく読み、理解してから操作してください。

溶接または切断用のアセチレンガスの消費設備には、逆火防止装置をもうけることが義務づけられています。（一般高圧ガス保安規則・第60条第1項13号、例示基準79）
不整備の場合は、消費の基準違反により（高圧ガス保安法、第83条2号）罰金が科せられます。

乾式安全器は、独立行政法人産業安全研究所の技術指針「ガス溶接・切断作業用乾式安全器指針」に基づいて、（社）産業安全技術協会が行う依頼試験を受け、これに合格した製品（指針適合品）、または「アセチレン溶接装置の安全器及びガス集合装置の安全器の規格」（厚生労働省告示第116号）に基づいて、（社）産業安全技術協会が行う性能試験を受け、これに合格した製品（規格適合品）をご使用ください。

2. 各部の構成及び名称（参考例）



3. 圧力調整器の種類

（一社）日本溶接協会認定品

器種	種類	銘柄
溶断用圧力調整器	A C 2	YR-71 アセチレン調整器
		SS ボーイ アセチレン調整器
		SS ボーイプラス アセチレン調整器
		SS ジュニア アセチレン調整器
		クイックジュニア アセチレン調整器
		SS ボーイウルトラ アセチレン調整器

4. 表示の説明

（一社）日本溶接協会認定品に適用
認定企業の略号：Ⓣ（銘板又は刻印）
種類：AC2（銘板）
製造年月：数字4桁（刻印）（例 2018年2月1802）
使用ガス名：アセチレン（銘板）
認定マーク：Ⓜ（銘板）

5. 仕様

型式	銘柄を参照願います
使用ガス	アセチレン
一次側使用圧力 (MPa)	~2.5
一次側圧力計 (MPa)	4
二次側使用圧力 (MPa)	0.02~0.098
二次側圧力計 (MPa)	0.2
標準流量 m ³ /H (標準状態)	2 (P1=0.4MPa, P2=0.05MPa)
入口接続	M22×P2.0 アセチレン枠式
出口接続	φ9.5 ホース口 (M16x1.5(左)袋ナット)

6. 乾式安全器の作動原理

逆火時は、消炎フィルターで火炎が消され、逆火時の圧力膨張による衝撃波によって遮断弁が作動し、ガスの供給を遮断します。この遮断弁は一旦作動すると人為的に復帰（リセット）するまでガスの供給を遮断し続けます。ガスのみの逆流時は、逆止弁が働き、ガスの逆流を阻止する構造となっています。

7. 安全に使用していただくために

▲危険

当製品を用いて行う作業において、人身事故や火災等の危険を減少するための安全予防処置として以下の事柄を遵守してください。

- (1) 乾式安全器を別途取り付けて使用される場合
乾式安全器内蔵型でない溶断用圧力調整器に乾式安全器を取り付けて溶接、溶断または加熱作業をされる場合は、乾式安全器に付属されている取扱説明書も合わせてご参照ください。
- (2) 作業場所の換気
作業場所は良好な換気を行ってください。通風換気の悪い場所での溶接、加熱作業は酸素不足になり酸欠の可能性があります。
また、切断作業は酸素過剰になり火災の危険性があります。
- (3) 作業場所の整理整頓
火口の火炎、溶接、切断の火花等着火を起こす恐れのある可燃物が周囲にある場合は、5m以上遠ざけてください。
高所で作業を行う場合、可燃物に火花がかからないよう遠く離れた場所に置くか、遮断物で保護してください。
- (4) 眼鏡、作業服の着用
火花及び光から目を保護するために、ガス溶接用保護眼鏡を必ず着用してください。難燃性の作業服、手袋を着用してください。油が付着した作業服、手袋は着用しないでください。
- (5) 損傷機器の使用禁止
損傷及びガス洩れの疑いがある機器を使用しないでください。
- (6) ガスの選定
当製品は、「アセチレンガス」以外には使用しないでください。
- (7) 機器への油及びグリスの禁止
当製品には、潤滑油は不要です。（圧力調整ハンドルネジ部を除く。）油やグリスは高い濃度の酸素ガスがある場合は、燃えやすくなり着火や火災の危険があります。
また、圧力調整ハンドルネジ部のグリスは、上記のように酸素ガスに反応し着火や火災の危険があるので、ガスの接する部分や手、衣類等の付いた状態で機器を使用しないでください。
- (8) 推奨圧力での使用
当製品は、使用圧力範囲内で使用してください。使用圧力以外の圧力での使用は、当製品及びこれに接続する機器の損傷あるいは当製品の性能の劣化につながります。特にアセチレンは0.12MPaを超える圧力で使用しないでください。
- (9) 接続部気密の確認
接続部から洩れがあつてはいけません。またネジ部やホース等の接続部に大きな力を加えてはいけません。接続部洩れ検査には火炎を使用してはいけません。気密の確認には洩れ検知液（スヌープ等）を用いてください。
- (10) ガス置換
火口に点火する前に酸素及び燃料ガスを短時間放出してください。これはホース等に入っている可能性のある混合ガスを酸素及び燃料ガスに置き換えるためです。混合ガスが残っていると逆火が発生する危険があります。この手順は、ご使用になる吹管（溶接器、切断器または加熱器）等の取扱説明書に従ってください。
- (11) 機器の取扱い
機器は慎重に取り扱ってください。吹管等はハンマーとして使用し製品のスラグ落として使用してはいけません。ゴムホースは折り曲げ、つぶす等してはいけません。
- (12) 人体または衣服へ酸素ガスを吹き付けないこと
純度の高い酸素は、燃焼を助け発火しやすくなります。
- (13) 圧力調整器の設置場所について
圧力調整器などの機器は、雨水のかからない場所に設置してください。又、洩れ検査をする場合でも洩れ検知液が機器内部に入らないようご注意ください。
- (14) 容器の取扱い
①容器の取扱いに関しては、高圧ガス保安法を遵守し、正しく管理してください。
②容器が転倒すると、人身事故を負うことがあります。
③容器は、専用の容器立てやチェーンで固定してください。容器は必ず垂直に固定し、横倒しの状態で使用しないでください。
④容器は、その内部圧力が温度によって変化します。容器が、直射日光が当たる場所、熱源のそばに置かれていたり、内部圧力が上昇し、容器自体の安全弁が作動することがあります。容器の保管および設置場所は、温度が40℃以上になる場所を避けてください。
⑤容器弁の圧力調整器取付け部分の油分、グリス、水分、塵、泥や砂等の付着物は、ご使用前に必ず取り除き、充分清掃してください。
⑥容器弁を開くときは、圧力調整器の正面（圧力計の正面）に立たないでください。また、容器弁はゆっくりと少しずつ開き、圧力調整器内にガスが完全に入ってから全開状態としてください。

- ⑦容器を使用しないときは、必ず、圧力調整器を取り外し、付属の容器保護キャップを取り付けて保管してください。
- ⑧容器を移動させるときは、圧力調整器を取り外してください。
- (15) 出流れ（二次側圧力の異常上昇）の注意
圧力調整器を容器に取付ける際は、内部のゴミを除去してください。除去されずに取り付けされると、圧力調整器の弁部が故障し出流れ発生の原因になります。
足ネジ、圧力計を取り外した場合は異物が弁部に侵入し出流れ発生の原因になりますので絶対に行わないでください。
圧力調整器の出口側から入口側にガスを逆流させないでください。出口側の異物が弁部に侵入し出流れ発生の原因になります。
- (16) 容器弁を開く際の注意
①容器弁を開く前に、圧力調整器の圧力調整ハンドルを左回転させ、充分にゆるんでいることを確認してください。
②容器弁を開く時は、圧力調整器（圧力計）の正面に立たないでください。
③容器弁を開く時は、圧力調整器の指針が徐々に上がるように静かに開いてください。
④圧力調整ハンドルを押し込んだまま容器弁・入口弁を開くと圧力調整器の二次側に高圧のガスが入り、圧力調整器や二次側の機器が破損する可能性があります。
- (17) 圧力調整の際の注意
圧力調整器の圧力調整ハンドルは、二次側最高使用圧力最高使用圧力以上、回さない（押し込まない）でください。また、一次側圧力がOMP aの状態では圧力調整ハンドルの操作はしないでください。
- (18) 使用前の点検について
使用になる前には、必ず洩れ、出流れ、作動状態を点検してください
- (19) 圧力調整ハンドルのネジ部について
圧力調整ハンドルの操作が重くなったとき、または定期的にグリス状の潤滑剤をネジ部に塗布してください。使用頻度が激しい場合はネジ部が摩耗し操作不能となることがあります。
ただし、ネジ部以外のところにグリスが付かないようにしてください。
- (20) 使用後のガス抜き
金属の溶接、切断及び加熱作業終了後は、容器弁を締めてください。その後風通しの良いところで酸素、燃料ガス両方のホースを別々に空になるようガス抜きをしてください。この手順は、ご使用になる吹管等の取扱説明書に従ってください。

8. 取り付け

▲警告

※容器は必ず垂直に立てて使用してください。
※容器を移動させるなど動かすときは、必ず圧力調整器を外してから動かしてください。圧力調整器をつけたまま移動させないでください。もしも転倒などで強い衝撃を受けた場合、圧力調整器が破損し、高圧ガスが吹き出る可能性があります。
※容器は、直射日光等により温度が40℃以上にならないように設置してください。
※圧力調整は、必ず、圧力調整器で行い、バルブで調整しないでください。
※圧力調整器に衝撃を与えないように、大切に扱ってください。
※容器のネジが変形して、圧力調整器が取り付けにくい時は、無理に取り付けしないでください無理な取り付けは、容器及び圧力調整器のネジを傷つけ重大な人身事故が起こります。
※油及びグリスを使用しないでください。使用すると爆発、着火や火災の危険性があります。
また、圧力調整ハンドルネジ部のグリスは、酸素ガスに反応し着火や火災の危険があるので、ガスの接する部分や手、衣類等に付いた状態で機器を使用しないでください。
※ゴムホースの接続部はホースバンドを用いて確実に締め付けてください。

操作は必ず次の手順に従って行ってください。

手順に従わない場合は重大な人身事故が起こることがあります。

- (1) アセチレン容器への取り付け
①容器がしっかりと固定されていることを確認してください。
②容器へ圧力調整器を取り付ける前に、取付け部の異物を除去してください。除去されずに取り付けされると、圧力調整器の弁部が故障し「出流れ」（後記）発生の原因になります。
③容器のパッキンが正常であることを確認してください。パッキンが損傷している場合は新品のパッキンと交換してください。
④スライドナットに取付金具を強く締め付けてください。（約15N・m）
⑤取付金具に押シネジを取り付けた後、容器弁をはさみ、押シネジを手で強く締め付けてください。（約6N・m）
⑥圧力計は見やすい位置になるように取り付けてください。

(2) 吹管その他の機器の接続

- ①圧力調整器の出口と使用する吹管等をゴムホースに接続してください。当製品に使用するゴムホースは日本工業規格(JIS K 6333 溶断用ゴムホース)に適合したものを使用してください。
- ②ワンタッチ継手の場合もしっかりと接続してください。

9. 圧力の調整方法

▲警告

※容器弁を急激に開けると発火事故につながる危険があります。
※圧力調整ハンドルが、ゆるんでいる状態であることを確認してください。圧力調整ハンドルがゆるんでいる状態でないと、入口弁を開いた時に、圧力調整器に過大な圧力がかかり、重大な人身事故が起こる危険があります。
※バルブを開くとき、体は調整器に対して斜め前に位置し、圧力計の正面には絶対に立たないでください。
※容器の開閉は専用の容器開閉ハンドルを使用してください。
※容器開閉ハンドルは容器に取り付けたままにしておき、緊急の場合、すぐに閉じることが出来るようにしておいてください。
※圧力調整ハンドルがゆるんでいる状態であるにもかかわらず、二次側圧力計の指針が上がっていく場合があります。これは出流れという非常に危険な故障です。ただちに、容器バルブを閉じ、圧力調整器内のガスを放出し、圧力調整器を取り外し、速やかに当社または当社サービス店にご連絡ください。
※圧力を調整した状態で入口のガスを放出しないでください。出口側のガスが逆流し、出流れが発生する原因になります。

- (1)圧力調整器、ゴムホース、吹管等が確実に接続されているかを確認してください。
- (2)吹管等のすべてのバルブが閉じられているか確認してください。
- (3)圧力調整器の圧力調整ハンドルを、左に回しゆるんでいる状態(圧力調整ハンドルを、左右に回すと空回りする状態)であるか確認してください。
- (4)容器開閉ハンドルを手で軽くたたき、1秒間に5度(開き角度)程度の割合で容器バルブを開き、一次側圧力計の指針が止まるのを確認します。その後、容器バルブを開いてください。(1. 5回転以内)等の溶剤が流出します。
- (5)容器バルブを開いた後、出口側のバルブが閉止状態の時に、二次側圧力計の指針が上がらない又は安全弁よりガスが洩れないことで当製品が**出流れ**を起こしていないか確認してください。
- (6)圧力調整器の圧力調整ハンドルを右に回してゆくと、二次側圧力計の指針が上がっていきます。ご希望の圧力の位置に指針が止まるように圧力調整ハンドルを少しずつ回してください。もし、ご希望の圧力の位置よりも指針が高い圧力の位置で止まった場合、圧力調整ハンドルを左に回しゆるんだ状態にした後、出口弁を少し開け、ガスを逃がし、指針が0になるのを確認してください。出口弁を閉じてから、再度、圧力のセットをしなおしてください。

10. 洩れチェック

▲警告

※各機器をガス洩れ状態のまま使用しますと、重大な人身事故が起こることがあります。特に、圧力調整器のカバー、圧力計等ねじ込み部及び安全弁からの洩れが発見されたら、ただちに使用を中止し、すみやかに当社または当社サービス店にご連絡ください。

- (1) 出口弁を閉じ、容器バルブを開いて一次側にガスを入れてください。
- (2) 圧力調整ハンドルを右に回して二次側圧力を使用圧力に調整した後、圧力調整ハンドルをゆるんでいる状態にしてください。
- (3) 圧力調整器及び各接続部に洩れ検知液(スヌープ等)を塗布し、洩れがないことを確認してください。
- (4) 容器弁を閉じて2～5分待ってください。
 - ①もし一次側圧力計の針が下がったら、容器弁の所か入口継手又は一次側圧力計の所でガスが洩れています。
 - ②もし二次側圧力計の針が下がったら、吹管、継手、または二次側圧力計でガスが洩れています。
 - ③もし一次側圧力計の針が下がり、同時に二次側圧力計の針が上がった場合、圧力調整器の弁部でガスが洩れています。(出流れ、修理必要)
 - ④洩れが発見されたら、締付部の増し締め等を行い、洩れないことを確認してから使用してください。又、修理が必要な場合は、当社または当社サービス店にご連絡ください。
- (5) 洩れチェックが完了すれば、入口弁を開け圧力セットをして作業を開始してください。
- (6) 使用中、休憩その他のためにガスの使用を一時中止するときは、吹管等のバルブだけでなく、容器のバルブも閉じてください。

11. 作業終了

- (1)容器バルブを確実に閉じてください。
- (2)通風の良い場所で、吹管等のバルブを開き、二次側圧力計の指針が0になるまでガスを放出してください。この手順はそれらの取扱い説明書にしたがってください。
- (3)ガス抜き後、吹管等のすべてのバルブは閉じてください。
- (4)圧力調整ハンドルを左に軽くなるまで回してください。各バルブが完全に閉まっていることを確認するため、2～3分後各圧力計をチェックしてください。

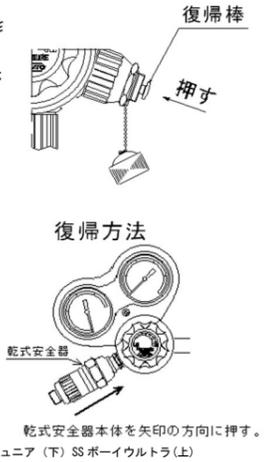
12. 保管

- ①長期間、使用しない場合は、圧力調整器を容器から外して保管してください。
- ②保管中は、調整器にゴミ、埃、水分等が入らないような場所で保管してください。
- ③圧力調整器に衝撃を与えないように大切に扱ってください。

13. 逆火時の処置 (乾式安全器内蔵型圧力調整器)

逆火した時は乾式安全器部のガス遮断弁が 作動し、ガスの供給がストップします。次の手順で復帰(リセット)し使用してください。復元(リセット)出来ない場合は、使用せず、すぐに当社または当社指定の修理業者の点検を受けてください。

- (1)容器バルブを閉じて圧力調整器及び吹管等のガスを放出してください。
- (2)逆火の原因を究明し除去してください。
- (3)13. (3)乾式安全器部の点検「①～④」の点検をしてください。
- (4)遮断弁を復帰(リセット)してください。



14. 保守点検

▲注意

安全および性能維持のため、保守点検は必ず行ってください。保守点検を怠りますと重大な人身事故が起こることがあります。

- (1) 自主点検
 - 1) 日常点検
- 以下の項目について一日一回始業前には必ず行ってください。
- 圧力調整器
 - ①外観検査
 - ②気密試験・外部漏れ
 - ③気密試験・出流れ
 - 乾式安全器内蔵型圧力調整器の乾式安全器部
 - ①外観検査
 - ②気密試験
- 2) 自主定期点検
- 以下の項目について少なくとも一年に一回は行ってください。
- 圧力調整器
 - ①外観検査
 - ②気密試験・外部漏れ
 - ③気密試験・出流れ
 - ④使用圧力範囲の確認
 - ⑤圧力低下の確認
 - ⑥圧力調整ハンドルの操作性が重くなったときは、定期的にグリー状の潤滑剤をネジ部に塗布してください。使用頻度が激しい場合はネジ部が磨耗し操作不能となることがあります。その場合は、圧力調整ハンドルの交換及び当製品の修理が必要となっております。
 - 乾式安全器内蔵型圧力調整器の乾式安全器部
 - ①気密試験
 - ②逆流試験
 - ③遮断試験

- (2) メーカー定期点検
製造後7年を超えて使用する場合、(乾式安全器は使用開始から3年)メーカーによる定期点検を行ってください。器具にはゴム部品等が使用されており、それらが経年劣化しますので、受検せずに使用し続けると危険です。詳しくは(独法)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所が発行する「ガス切断・ガス溶接等の作業安全技術指針(JN10SH-TR-48:2017)」をご参照ください。
 - (3)乾式安全器の点検シールについて
当製品には3枚組の点検シールが添付されていますので、シールに印字された年月を油性のマジックインキ等でマークして、以下の順序で乾式安全器本体に貼ってください。
 - ①取付け年月:当製品を使用されるとき。
 - ②1年点検:使用開始後1年以内に自主定期点検をされたとき。
 - ③2年点検:ご購入後2年以内に定期自主検査をされたとき。※ご購入後3年をすぎますとシールが無くなりますので、メーカー定期点検を受けてください。

15. 修理

▲危険

※下記の故障が確認された場合や、本取扱説明書に記載されていない現象が発生した場合ならびに、ご不明な点がある場合は、ただちに、当社または当社サービス店にご連絡ください。
※機器は使用者が分解修理、改造等を行うと重大な人身事故発生の原因になりますので絶対しないようお願いいたします。

- ①出流れ。
- ②入口圧力が供給されているにもかかわらず、一次側および二次側圧力計の指針が上がらない。
- ③圧力調整ができない。
- ④ガスを流すと「キーン」という音がある。
- ⑤圧力調整器からガスが洩れる。
- ⑥圧力計が破損している。
- ⑦逃し弁(安全弁)が作動する。
- ⑧ガスが流れない。

※修理をご依頼の際には、次の事項についてお知らせください。
この事項は、修理を安全かつ迅速に行うため、および原因追及のため必要になりますのでご協力ください。

- ・型 式
- ・機器番号(通常本体入口の下側に刻印されています。)
- ・使用ガス:ガス名
ガスの性質(毒性・可燃性・腐食性・それ以外)
(混合ガスの場合、ガスの成分および比率をお知らせください。)
- ・使用圧力:一次側圧力(MPa)・二次側圧力(MPa)
- ・流 量:L/min(標準状態)・m³/h(標準状態)
- ・使用期間:何年・何ヶ月・何日・未使用
- ・使用用途および使用状況
- ・修理品受け渡しの際、毒性ガスの場合、不活性ガスにて置換されているか。
- ・故障内容:(例として、修理①～⑧の事項)
その他、使用時の操作手順および一次側・二次側の圧力計の状態等

また、「おかしい?」と思われた点をお知らせください。

■保証

保証期間

製造から24ヶ月以内に不具合が生じた場合、無償にて修理交換いたします。但し、腐食性ガス用機器は6ヶ月保証になります。

(圧力計については12ヶ月保証になります。)

但し、下記事項での保証については、ご容赦ください。

- ① ユーザー様の不注意または、不法行為により不具合となった場合。
- ② ヤマト産業㈱製でない部品を使って修理した場合。
- ③ 作業時に用いた材料・ガス等に欠陥があった場合。

1 お取扱店さま

2 弊社営業所

札幌(011)758-2223 仙台(022)238-9005

つくば(029)823-0071 東京(03)6372-1687

上尾(048)720-5679 名古屋(052)331-4147

大阪(06)6751-5101 四国(087)885-2478

広島(082)823-8205 九州(0942)36-7691